

特許法102条2項の適用について

弁護士法人関西法律特許事務所
知的財産法研究会 弁護士 村林 隆一
弁護士 田上 洋平

裁判例1 東京地判平成26年1月30日（平21年（ワ）第32515号）

裁判例2 大阪地判平成25年10月24日（平23年（ワ）第15499号）

（いずれも裁判所ホームページ知的財産裁判例集）

本論稿では、知財高裁特別部平成25年2月1日判決（平成24年（ネ）第10015号）〔ごみ貯蔵機器事件〕以後に、特許法102条2項の適用が問題となった裁判例を取り上げる。

第1. 裁判例の事案の概要と判示

1. 東京地判平成26年1月30日（平21年（ワ）第32515号）・・・裁判例1

(1) 事案（概略）

本件は、被告装置が原告の保有する特許第3998284号（以下請求項1記載の発明を「本件発明」という。）を侵害するとして、被告装置¹の製造及び使用の差止め並びに廃棄を求めるとともに、特許権侵害の不法行為に基づく損害賠償金約13億円のうち5億円と遅延損害金の支払いを求めた事案である。

なお、原告・被告間には本件発明に基づく別件訴訟が存在し、別件被告装置の製造及び使用の差止め並びに廃棄を求める原告の請求が控訴審において認容され（知財高判平成21年2月18日（平成20年（ネ）第10065号）確定しており、同別件被告装置の製造及び使用に基づく損害賠償請求権も対象とするものである。

本件における争点は多岐にわたるが、本論稿では、特許法102条2項についての判断について検討する。

特許法102条2項について争点となったのは、同条項の適用の可否、被告の利益、推定の覆滅事由の有無（寄与度含む）である。

1 被告装置には1～6が存在するが、裁判所が侵害を認めたのは被告装置2～4の3つの装置である。

なお、本件発明は要約すれば電話番号の有効性の調査データを収集する装置である。